

公益財団法人日本バスケットボール協会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1条〔目的及び意義〕

この規程は公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第14条及び第29条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条〔定義等〕

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であり、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条〔報酬等の支給〕

(1) 本協会は、役員職務執行の対価として、次の各号の報酬を支給することができる。

- ① 常勤役員には、定例役員報酬を支給する。
- ② 非常勤役員のうち、代表理事及び業務執行理事には、定例役員報酬を支給することができる。
- ③ 定例役員報酬を支給しない非常勤役員には、理事会に出席する都度、日額で報酬を支給することができる。

(2) 役員等には、役員賞与を支給しない。

(3) 本協会は、常勤役員の退職に当たり、退職慰労金を支給することができる。

第4条〔報酬等の額〕

(1) 前条第1項第1号及び第2号に定める役員の定例報酬月額、(別表)役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(2) 前条第1項第3号に定める非常勤役員の報酬日額は、10万円以下とし、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(3) 前条第3項に定める退職慰労金の支給額は、第7条乃至第11条に定める算出方法等に基づいて、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

第5条〔報酬等の支給方法等〕

報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規程（以下「賃金規程」という。）に準じる。ただし、退職慰労金については、本協会の業績などにより、当該役員と協議の上、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。

第6条〔費用〕

- (1) 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- (2) 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は賃金規程に準じる。

第7条〔退職慰労金の算出方法〕

- (1) 常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は、次のとおりとする。
（常勤役員退任時の第4条に定める報酬月額）
×（第8条に定める役員在任年数）×（第9条に定める役位係数）＝退職慰労金
- (2) 支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。

第8条〔役員在任年数〕

- (1) 役員在任年数は、1か年を単位として、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げるものとする。
- (2) 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。
- (3) 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。ただし、特段の事情がある場合は、評議員会で別に定めることができる。

第9条〔役位係数〕

役位係数は、役員退任時の役職により、次のとおりとする。

- ① 会長・・・・・・・・・・1. 5
- ② 副会長・・・・・・・・・・1. 35
- ③ 専務理事・・・・・・・・・・1. 3
- ④ 前3号を除く常勤役員・・・・1. 2
- ⑤ 理事・・・・・・・・・・1. 1
- ⑥ 監事・・・・・・・・・・1. 1

第10条〔功労加算金〕

本協会は、在任中に特に功労のあった者に対しては、第7条により算定した金額に、その30パーセントを超えない範囲で加算することができる。

第 11 条〔特別減額〕

本協会は、在任中に特に重大な損害を本協会に与えた者に対しては、第 7 条により算定した金額を減額することができる。

第 12 条〔公表〕

本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第 13 条〔改訂〕

この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

第 14 条〔補則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成 27 年 6 月 27 日一部改定
3. 平成 28 年 6 月 25 日一部改定

別表. 役員棒給表

号	報酬月額	号	報酬月額	号	報酬月額	号	報酬月額
1	100,000	16	850,000	31	1,600,000	46	2,350,000
2	150,000	17	900,000	32	1,650,000	47	2,400,000
3	200,000	18	950,000	33	1,700,000	48	2,450,000
4	250,000	19	1,000,000	34	1,750,000	49	2,500,000
5	300,000	20	1,050,000	35	1,800,000		
6	350,000	21	1,100,000	36	1,850,000		
7	400,000	22	1,150,000	37	1,900,000		
8	450,000	23	1,200,000	38	1,950,000		
9	500,000	24	1,250,000	39	2,000,000		
10	550,000	25	1,300,000	40	2,050,000		
11	600,000	26	1,350,000	41	2,100,000		
12	650,000	27	1,400,000	42	2,150,000		
13	700,000	28	1,450,000	43	2,200,000		
14	750,000	29	1,500,000	44	2,250,000		
15	800,000	30	1,550,000	45	2,300,000		